

令和4年度 社会福祉法人北光福祉会 事業計画

1. 令和4年度 事業方針と重点

令和へ改元の年の秋に始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、形を変えながらも続いて人々の安全と自由が制限されている中、ヨーロッパにおいて軍事侵攻が起こり、さらなる不安と脅威が社会を覆っています。自然も、人間の営みも先行きの見えない状況にありますが、法人を利用する子どもや利用者の生活の安全や幸福、支援の充実を期して、令和4年度事業計画を作成するものです。

令和4年度の事業方針については、コロナなどの感染の脅威から児童と利用者の命の安全を護ることを第一義としますが、同時に、制約の多い中であっても、生活の変化や喜びにつながる活動を行い、日々の幸福の実現に努めることを重点に掲げます。

社会的にもっとも弱い存在である児童と障害者を対象とし、幼児から高齢者と幅が広いところから、年齢や障害特性に応じた適正な支援に努めることが基本ですが、支援に名を借りた虐待や不適切な支援などの権利侵害が起こらないよう、それぞれの施設・事業所において、研修や牽制体制を整えて行くこととします。

事業の担い手である職員確保が年々厳しくなっており、人材の定着を図る意味からも有期契約や再雇用制度の見直しと改善、休暇や各種ハラスメントにかかる規程の新設など働き方の改善を進めてきましたが、令和4年度においては、育児休業及び介護休業にかかる規程の見直しと改正を進め、全ての職員が安心して働くことのできる環境づくりに努めていきます。

管理職の人事については、向陽園施設長の退任に伴い、一部異動と、新たに若手を含めた管理職を登用します。併せて、兼務の一部解消など管理体制を改善し、さらに経営会議に管理職を加えるなどして体制の強化に当たることとします。また、委員会活動等を通して種別を超えて連携し、多くの意見やアイデアを運営に反映させた事業運営を進めていきます。

建物施設の整備については、北光学園園舎補修工事を進め、また、ひまわり学園の床下配管工事の改修工事の準備を進めます。

平和や安全が脅かされる情勢あって、どのような事態にあっても事業を継続させ、児童や利用者を守るために、役職員が結束し、保護者を始めとする支援者とよく連携し、関係する自治体や行政機関、教育、医療機関などとの協力関係を大切にしながら、適正な事業の実施に努めていくこととします。また、施設・事業所がそれぞれの形で近隣地域に貢献し、良好な関係を形成しながら事業の実施に当たることとします。

2. 令和4年度役員等の状況

理事会、監事、評議員会については、別紙1のとおりです。相互が有機的に連携し、経営組織のガバナンスを高めながら適正な運営に努めていきます。

星屋顧問については、長距離移動が困難になり、令和3年度をもって退任となります。評議員選任・解任委員会は次のとおりです。

〈外部委員〉平間 敏春 張間 徹 〈監事〉加藤 政雄 飯田 壮一
〈職員委員〉佐藤 恵子

3. 令和4年度組織機構等

令和4年度の組織機構及び管理職等の状況は、別紙2及び別紙3、別紙4のとおりです。管理運営体制の充実を期すため次について改善を図ります。

(1) パオ管理体制の強化

これまで入所施設長が兼務してきたパオ管理者を独立して配置し、さらにパオBグループについては2名の副管理者を配置し、それぞれの業務に当たります。

(2) ま〜ぶる管理者の配置

入所施設長が兼務してきた障害者相談支援事業ま〜ぶるの管理者について、事業の独自性を保つ意味から、主任相談員を管理者に任命して業務に当たります。

4. 令和4年度会議開催及び監事監査の実施

(1) 評議員会の開催

評議員会運営規程に基づいて運営します。会計年度終了後3カ月に1回（6月を予定）の定時開催のほか、必要がある場合に開催します。

(2) 理事会の開催

理事会運営規程に基づいて運営します。会議は、定時理事会として年5回を予定し、臨時理事会は、必要に応じて開催します。予算については、9月上旬と1月下旬に補正予算審議、3月下旬に新年度予算審議を行います。

(3) 監事監査及び内部監査の実施

監事監査規程に基づいて法人、各施設、各事業所の運営及び会計について、年4回の監査を実施します。入所児・者の預り金について、入所児・者の預り金管理規程に基づいて年4回の監査を実施し、適正な管理に努めていきます。

また、内部監査を計画的に実施し、必要な指導改善に当たります。

(4) 評議員選任・解任委員会の開催

評議員選任・解任委員会運営細則に基づいて委員会を開催し、選任、解任について審議します。

(5) 内部会議の開催

内部会議をつぎのとおり設置し、定例で開催します。

① 経営会議の開催

経営会議運営規程を改正し、常勤理事のほかに施設長・管理者の出席を可能にし、また、理事長の指名により副園長・副管理者等が出席できることとします。法人全体の経営上の重要事項や課題について協議を行い、方針を決定し、理事会に諮問する起案の最終決定を行います。

② 施設長、副施設長会議の開催

理事長、施設長・管理者、副園長・副管理者をもって構成し、個々の事業運営上の重要事項や諸課題、利用者処遇、地域交流、行事運営などについて情報交換と連絡調整を図ります。概ね学期に一回定例で開催し、必要に応じて臨時に開催します。

③ 事務担当者会議の開催

事務担当者をもって構成し、概ね年二回定例で開催し、事務及び予算の適正な執行と内部管理体制の構築・運用・本部機能について連絡調整を行います。

(6) 各種委員会の開催

令和4年度は別紙5の各委員会を設置し、目的に沿って活動に当たります。

サン・コロネ運営検討委員会は、一応の区切りを迎えたため廃止とし、新たに記念誌作成委員会を設置します。

5. サン・コロネ事業形態の変更

これまでセンターもねと多機能型事業所として運営してきたサン・コロネについて、令和4年度から単独型の就労支援B型事業に変更し、就労支援の充実とともに、新たな「ごえんやき」の製造販売や喫茶サービスの充実などを通して、地域に密着した事業所運営に努め、経営の安定を目指していきます。

6. 職員の働き方改善と就業規則の改正

人事管理及び就業規則については、法人本部で一体的に管理し、必要な改善や改正を行います。働き方改革に沿って改正・整備してきた就業規則内容の周知徹底を図ります。

令和4年度においては、法改正に伴って育児休業及び介護休業にかかる規程の見直し改正、その他必要とされる改正を行い、働き方の改善を進めていきます。

7. 研修会の実施

令和3年度、令和4年度の法人内研修会が新型コロナの影響で中止になりましたが、役職員全員が一堂に会する貴重で機会であり、状況が改善されれば令和5年3月25日の実施を予定します。このほかに、虐待防止にかかる研修の合同開催を研修委員会において検討するなどして、相互の学びの機会の確保に努めていきます。

8. 情報公開

(1) 法人会報の発行

法人会報「一隅を照らす」の夏号と冬号の発行をします。広報委員会において編集内容を検討して作成に当たっていきます。北光学園後援会及びひまわりの里後援会について、協力者氏名や活動報告を行っていきます。

(2) ホームページの情報公開

法人のホームページについて、人事情報等適宜内容更新に努め、最新の情報公開と発信を行っていきます。

- ・ホームページアドレス <http://www.hokko-fukushi.or.jp/office/>

(3) 法人記念誌の作成

法人の事業開始から本年度で満70年を迎えるところから、歴史を記すこと目的とした「北光福祉会事業開始から70年のあゆみ」(仮称)を作成します。

9. 施設設備の整備等

令和4年については、次の工事等の実施及び準備に当たります。

(1) 北光学園園舎補修工事の実施

北光学園の屋上防水などの補修工事について、補助金が確定次第、適正な実施に努めます。

(2) ひまわり学園床下配管工事の準備推進

ひまわり学園の床下配管が耐用年数を迎えているところから、改修工事に向けての補助金申請などの準備推進めます。

(3) グループホームの建物整備

グループホームについて、中古物件を利用して開始した建物について、必要な補修や不要建物の処分を進めていきます。

(4) 敷地の確保等

向陽園の敷地にかかる町有地の譲渡を進めていきます。また、狭隘なひまわり学園敷地について、確保に努めていきます。

(5) 向陽園地下配管の補修

向陽園地下配管部分の傷みが激しいところから、補修工事を行います。

(6) 北光学園エアコンの設置

寄付金を充当して北光学園生活棟のエアコン設置を進めます。